

ガス調達業務 仕様書

1. 件名

けいはんなオープンイノベーションセンター (KICK) で使用するガスの調達

2. 需要場所

京都府木津川市木津川台9丁目6番、京都府相楽郡精華町精華台7丁目5番1
けいはんなオープンイノベーションセンター

3. 仕様

(1) ガスの種類 都市ガス 13A

(2) 供給熱量 一般ガス導管事業者が定める託送供給約款による (45MJ/m³N)

(3) 供給圧力 中圧 B (1本)

(4) 供給地点

供給地点番号	供給圧力	メーター号数	負荷計測器の有無
00212400075709608	中圧	350	無

4. 契約予定ガス使用量

(1) 契約最大使用量 70 m³/h (吸収式3台)

※契約最大使用量とは、契約期間における一時間当たりの最大の使用予定量をいう。

(2) 契約年間使用量 97,500 m³×1年

※契約年間使用量とは、契約で定める契約期間の予定月別使用量の合計量をいう。

(3) 契約年間引取量 68,250 m³×1年

※契約年間引取量とは、契約で定める契約期間の最低引取量をいう。

(4) 契約最大需要期使用量 44,500 m³×1年

※契約最大需要期使用量とは、12月1日～3月31日の使用量をいう。

(5) 契約予定月別使用量

使用月	使用量(単位:m ³)
5月	1,000
6月	3,200
7月	10,600
8月	17,100
9月	14,000
10月	3,800
11月	800
12月	9,500
1月	11,700
2月	12,000
3月	11,300
4月	2,500
合計	97,500

5.契約期間

令和6年11月検針日の翌日から令和7年11月使用分の検針日までとする。

6.使用量の測定方法

- (1)前回の検針日及び今回の検針日における一般ガス導管事業者によるガスメーターの読み等により、当該料金算定期間の使用量の算定を行う。
- (2)使用量の検針は、毎月とし、あらかじめ定められた定例検針日に行うものとする。

7.保安

- (1)一般ガス導管事業者は、ガス事業法に定めるところにより、ガス工作物について保安責任を負うものとし、受注者は、連携協力し保安を確保すること
- (2)保安責任の範囲は、ガス工作物の末端のバルブとし、詳細については協議の上、確認、決定するものとする。

8.料金

- (1) 本仕様書の内容を踏まえ、ガス料金（税抜）の提示を行うこと。
- (2) 入札時の料金の算出にあたり、原料費料金は、全日本通関統計の令和5年5月～令和6年4月までの公表値の平均原料単価を用いて算出する。
- (3)ガス使用量が本仕様書記載の契約量に対して、不足となった場合の補償料を規定する場合は、補償料の発生条件や算定式等を提示すること。
- (4)入札時の輸送（託送）料金は、一般ガス導管事業者の令和6年4月1日時点での託送供給約款（以下、「託送約款」という）を適用する。
なお、一般ガス導管事業者の託送約款が改訂され、託送供給料金に変更になった場合における輸送（託送）料金は、変更後の一般ガス導管事業者の託送約款に定める託送供給料金によるものとする。

9.その他

本仕様書に定めのない事項は、受注者の定める約款や供給条件等に従うほか、発注者・受注者間の協議により定める。